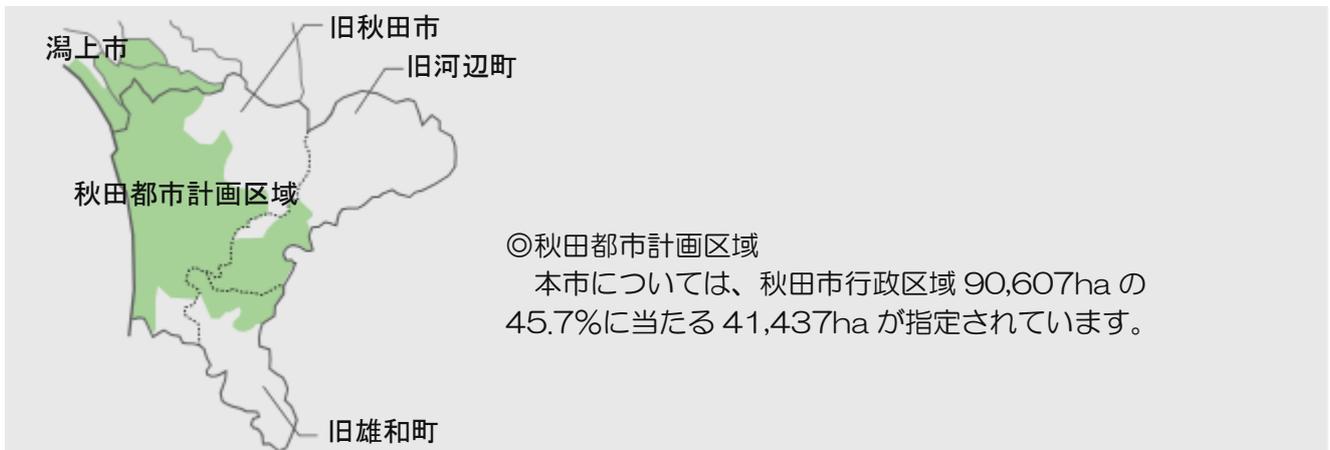


都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画の基本理念である健康で文化的な生活と機能的な活動の確保を目的とした、都市計画法およびその他の法令の規制を受けるべき土地の範囲です。

昭和2年3月、都市計画法施行都市の指定を受けた本市の都市計画区域は、昭和5年から昭和40年の第3次決定まで、市域の拡大とともに逐次変更してきました。昭和43年6月、新都市計画法の制定に伴い、一体の都市計画として広域的に整備、開発又は保全する必要のある区域を都市計画区域とするものとし、昭和46年3月に秋田市、天王町、昭和町、飯田川町（3町とも現潟上市）の1市3町からなる「秋田都市計画区域」が定められました。

平成17年1月には、河辺町・雄和町との合併により「河辺都市計画区域」が市域に加わり、本市は二つの都市計画区域を有することとなりましたが、平成26年7月に同一の土地利用規制のもとで開発をコントロールするため、同区域を「秋田都市計画区域」に統合しました。



区域区分

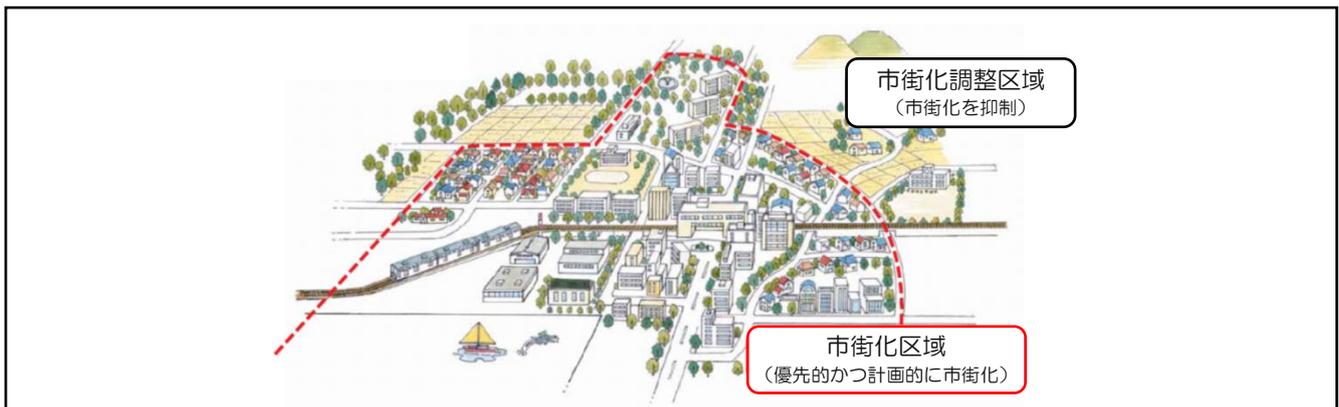
都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分できるとされており、この区分を「区域区分」といいます。

秋田市では、秋田都市計画区域が定められた昭和46年3月に、「市街化区域」および「市街化調整区域」を定めています。

市街化区域・市街化調整区域

◎市街化区域・・・すでに市街化を形成している区域および、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のことです。

◎市街化調整区域・・・市街化を抑制する区域のことで、無秩序な市街化を防止するために定められています。



地域地区

地域地区とは、都市における土地利用の動向を勘案して、快適で機能的な都市環境を形成・保全するために、都市計画区域内の土地をその土地利用計画によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことにより、地域・地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を図るためのものです。

■ 用途地域

用途地域は、将来のあるべき土地利用の姿を実現するための手段であり、都市の中を住居系、商業系、工業系に大別し、それぞれの地域にふさわしい建築物の用途と形態（容積率・建蔽率など）を定めるものです。

具体的な建築制限は建築基準法等と連動して行われます。

■ 用途地域のイメージ

住居系

第一種低層住居専用地域



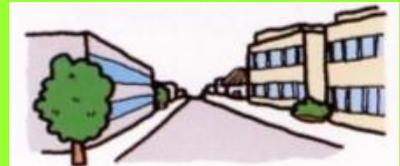
低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。

第一種住居地域



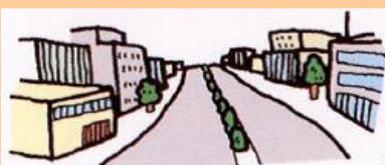
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域（※）



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

（※）本市では田園住居地域の指定はありません。

商業系

近隣商業地域



近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかにも小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

工業系

準工業地域



主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



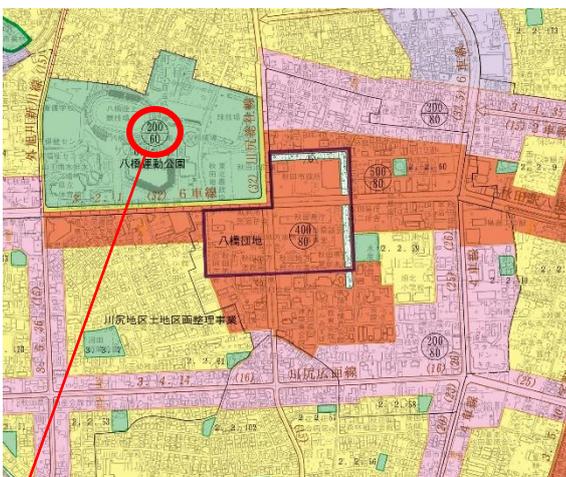
主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

都市計画図をみましょう！



■秋田市の建蔽率・容積率

用途地域	建蔽率/容積率 (%)
第一種低層住居専用地域	30/50, 40/60 50/80, 50/100
第二種低層住居専用地域	50/80
第一種中高層住居専用地域	50/100, 60/150 60/200
第二種中高層住居専用地域	60/200
第一種住居地域	60/200
第二種住居地域	60/200
準住居地域	60/200
近隣商業地域	80/200, 80/300
商業地域	80/200, 80/400 80/500, 80/600
準工業地域	60/200
工業地域	60/200
工業専用地域	60/200
市街化調整区域	70/200

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
 ○ 建てられる用途 ● 建てられない用途 ①②③④▲● 面積、階数等の制限あり															
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡ 以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	①	○	○	○	○	④ ①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び器具等のサービス業 2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡ を超え、500㎡ 以下のもの			②	③	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ
	店舗等の床面積が 500㎡ を超え、1500㎡ 以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③2階以下
	店舗等の床面積が 1,500㎡ を超え、3,000㎡ 以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	④4物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が 3,000㎡ を超え、10,000㎡ 以下のもの						○	○	○	○	○	○	○	○	▲農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの										○	○	●		
事務所等	事務所の床面積が 150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所の床面積が 3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						①	○	○	○	○	○	○	○		
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等					①	○	○	○	○	○	○	○	○	①3,000㎡以下
	カラオケボックス等						②	②	○	○	○	●	②	②	②10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券、車券販売所等						②	②	○	○	○	○	○	○	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場								▲	○	○	○	○	○	▲客席200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等										○	▲			▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	①600㎡以下 1階以下
	①②③については、自動車車庫部分を除いた建築物の延べ面積以内かつ備考欄に記載の制限	※一団地の敷地内について制限あり													
	倉庫業倉庫								○	○	○	○	○	○	
	自家用倉庫					①	②	○	○	▲	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500㎡以下 ②3,000㎡以下 ▲農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	▲	▲	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	▲	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	▲農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	
	自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設					①	②	○	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下
	量が少ない施設									○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設											○	○	○	
	量が多い施設												○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

●) 秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例により、床面積 10,000㎡超の大規模集客施設の立地を制限

■ 特別用途地区

用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区です。

秋田市では、平成20年7月1日に当時の秋田・河辺の両都市計画区域の準工業地域を大規模集客施設制限地区に指定し、準工業地域における床面積10,000㎡超の大規模集客施設（店舗、飲食店、遊技場等）の立地を制限しています。

■ 高度利用地区

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、容積率の最高限度および最低限度、建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区です。

秋田市では、秋田駅前地区、中通一丁目地区を指定しています。



中央街区周辺

■ 防火地域・準防火地域

市街地を火災の危険性から防ぐために、建築物を耐火建築物や準耐火建築物に、また一部分を防火構造にするなど、構造や材料の面から防火上の規制を定める地域です。

秋田市では、防火地域を商業業務施設が集中している秋田駅前の商業地域に、準防火地域をその他の商業地域・近隣商業地域・その他の一部の地域に指定しています。

■ 風致地区

風致地区は市街地近郊の自然景勝地・史跡・水辺・丘陵の緑地・緑の多い住宅地等を対象とし、自然の景観などを保護するために定める地区です。

地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為が、条例で規制されていますが、これにより良好な自然環境が保全され、秩序ある都市環境の形成が図られることとなります。

秋田市では、城跡・金照寺山・高清水・手形山・勝平山・焼山・浜ナシ山・大森山・金足の9つの地区を指定しています。



高清水公園周辺

■ 臨港地区

港湾の管理運営のために定める地区であり、地区内に分区を指定し、各分区の目的を阻害する建築物の建築は禁止されています。

秋田市では、県の「臨港地区内の分区の指定及び分区における構築物の規制に関する条例」で商港区・工業港区・保安港区・マリーナ港区・修景厚生港区の5つの分区が指定されています。



秋田港周辺